

「防護」規定を悪用安保法制協議

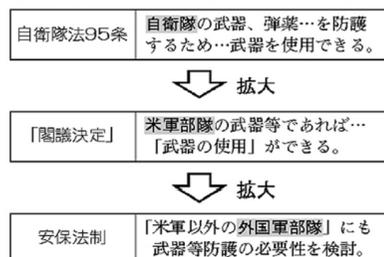
逸脱解釈で「他国防衛」を拡大

政府は13日から再開した集团的自衛権行使容認を具体化する安全保障法制の与党協議会で、自衛隊の装備品などの破壊を防ぐための現行規定を拡大して、米軍を防護するだけでなく、「米軍以外の外国軍部隊」にも自衛隊の防護活動の対象を広げる方針を示しました。案は法制化の指針として国民の反対の中で強行した「閣議決定」（昨年7月）さえ踏み越え、「他国防衛」のための権限拡大を狙っています。

「閣議決定」は、米艦船を平時から防護する仕組みをつくるため、自衛隊法95条の「武器等防護」規定に着目。自衛隊の武器や弾薬、船などを破壊や奪取から守るために自衛隊の「受動的な武器使用」を認めた同規定を、「米軍部隊の武器等」を防護する場合にまで拡大する方針を示していました。

しかし、13日の与党協議で政府側は、オーストラリア軍を例に米軍以外の「その他の軍隊の武器等」についても防護対象にすべきだと主張。「閣議決定」の記載を拡大解釈して、「他国防衛」の範囲を無限定にしようと

●武器等防護規定の拡大解釈で他国防衛に



●武器等防護の「武器使用」

要件	退避しても自衛隊の装備品等の防護が不可能な場合など
手続き	現場の部隊の判断のみ
相手	限定なし

↓ 米軍部隊へ拡大
集团的自衛権の前倒し行使が可能に

いうものです。

政府案に対して自民党側は賛成、公明党側は慎重な態度を示しました。そもそも自衛隊の装備品を守るための規定が、なぜ米軍の防護にまで拡大できるのかという根本問題について、与党協議で議論された形跡はほとんどありません。

政府の提出資料によると、「日本の防衛に資する活動」に参加している米軍部隊の装備品については、「自衛隊の武器等に相当する重要な物的手段」だとして米軍防護の理屈付けをしています。「日本の防衛に資する活動」には共同訓練への参加も含まれるとしており、その範囲はきわめて広く、あいまいです。

「武器等防護」は本来、自衛隊の武器庫などが襲撃された事態を想定したもので、あくまで発生現場での応戦が前提。「日本の防衛力を構成する重要な物的手段」とする自衛隊の装備と米軍の装備とを同列視するのは、重大な論理の飛躍です。

米防護の危険

加えて、与党協議では防護のために米軍の作戦行動に自衛隊が加わることの危険性が一切議論されていません。

政府は北朝鮮の弾道ミサイル発射を警戒中の米艦は応戦能力が低下するなどとして、防護の必要性を主張しています。しかし、「米艦自身が際どい情報収集をやっている場合もある」と自衛隊元幹部が指摘するように、米軍の“挑発”行為に自衛隊も一緒に加わることになりかねません。

武器等防護」のための武器使用を米軍にまで拡大すれば、現場判断だけで「反射的」な反撃が可能となります。閣議決定や国会承認といった手続きもなく、集团的自衛権行使を事実上前倒しして自衛隊が戦闘に加わる危険があります

2015年2月15日(日)

国保の都道府県移管案 厚労省 保険料上げ徴収強化

厚生労働省は12日、自営業者や非正規労働者が加入し市町村が運営する国民健康保険（国保）の運営を2018年度から都道府県に移管する案を全国知事会、全国市長会、全国町村会に示し、了承を得ました。市町村が行っている国保への繰り入れ（公費投入）をやめさせ、国保料のさらなる引き上げと徴収強化を招くものです。厚労省は今国会に提出する医療制度関連法案に盛り込む方針です。

見直し案では、都道府県が、過去の実績などから医療費の見込み額を算定し、市町村が県に納める「分賦金」を決定。市町村ごとの収納率目標や標準保険料率も示します。

市町村はこれらを参考に保険料率を決めて住民から徴収し、都道府県に納付します。今でも高すぎる保険料値上げやさらなる徴収強化につながります。

一方、国は15年度から低所得者対策として毎年1700億円を投入。保険料不足の自治体に貸し付けなどを行う基金を200億円を出して設置します。自治体の繰り入れをやめさせるねらいです。

17年度以降はさらに1700億円を投入し、基金を2000億円規模に拡大するほか医療費削減などを行った市町村への配分制度（700億〜800億円）をつくって医療費削減を進めます。

また、都道府県・市町村間の財政力の格差を埋める調整金の拡充（700億〜800億円）も行います。

厚労省は「一般会計からの繰り入れ解消につながる」と強調しています。しかし、国の支援額は各市町村が現在行っている繰り入れ程度にとどまっており、保険料引き下げなど抜本的改革にはほど遠い内容です。

知事会などとの合意文書には、今後も医療費の伸びが見込まれるとして引き続き協議していくことが盛り込まれました。

2015年2月13日

政治革新の道しるべ、
真実つたえ希望はこぼ

しんぶん 赤旗
日刊●月 3497円
日曜版●月 823円

2015, 02, 17 NO, 697

日本共産党

磯城郡議員団だより

芝 和也 Eメール info@k-shiba.jp
川西町結崎 862-7 0745-43-2415
吉田 容工 Eメール katunori_yosida@ybb.ne.jp
田原本町大木 113-5 090-5257-4446
森 良子 Eメール qfndg008@ybb.ne.jp
田原本町鍵 281-1 0744-33-8570
(事務局) 池田年夫 Eメール uvkk87386@zeus.eonet.ne.jp
三宅町屏風 440-5 0745-43-2661

